



10月1日（条例の施行の日）以後に作成し、または取得した文書や図画、写真などで、決裁（定められた意志決定の手続き）がすでに終了し、実施機関で管理しているものが対象となります。

また、他の法令などの定めにより閲覧などができるものについては、今までどおり請求することができます。

条例の施行の日前の文書については、閲覧などを申し出ることができ（任意的公開の申出）、実施機関は、これに応じるよう努めることとされています。

しかし、市が持っている公文書は公開すべきであるというのが情報公開制度の基本原則ですが、すべてを公開すれば良いというわけではありません。

個人に関する情報は、プライバシーの観点から保護が必要です。法人などの情報は、競争する上で不利益になるようなものは公開できません。また、公共の安全が脅かされるものも公開で

きません。

このように個人のプライバシーや情報提供者などの適正な保護、公益との調和を図ることなどの必要から、原則として公開できない公文書もあります。

※実施機関：市長部局、教育委員会、消防長、水道事業管理者、監査委員、農業委員会、公平委員会、選挙管理委員会、固定資産評価審査委員会、議会

●公開の請求をするには

公開を請求できる方は、

- ・登別市民
- ・市内に事務所や事業所を持つ個人または法人その他の団体
- ・市内に所在する事務所、または事業所に勤務する方
- ・市内の学校に在学する方
- ・実施機関が行う事務や事業に利害関係のある方

などのいずれかに該当する方で、請求

特集 私たちのまちの 情報公開

原則として公開しない情報

- 個人に関する情報
個人のプライバシーに関わる事項など
- 法人などに関する情報
法人や団体、事業を営む個人の事業に関する事項など
- 意思形成過程情報
未決事項や調査中の事項など
- 行政運営情報
入札予定価格、試験、用地買収や立ち入り検査の計画など
- 委員会などの機関情報
委員会などの会議に関する情報で、公開することで円滑な活動が妨げられる事項)
- 国などとの協力関係情報
国や他の公共団体との協議に関する事項
- 公共の安全を維持する情報
犯罪の予防や社会秩序の維持などに支障を来すおそれのある情報
- 法令などで公開を禁じられている情報
業務上で知り得た情報で、法により公開が禁じられている情報

は市の情報公開の総合窓口である総務課に、氏名や住所、請求しようとする公文書の件名、請求の目的などを記載した『公文書公開請求書』を提出して行います。

公開の請求を受けた実施機関は、原則として請求の日から14日以内（やむをえない理由により決定できないときは、30日を限度として延長する場合があります）に公開できるか否かを決定し、通知しますので、定められた日に閲覧などをしてください。

閲覧は、無料ですが、写しを必要とする方は、1枚につき20円がかかります。

私たちのプライバシーは、大丈夫ですか？

情報公開により、市の保有しているさまざまな情報が公開されることで、行政の透明性を確保されることが期待されますが、その一方で、気になるの

請求から 公開までの流れ

